

## 大阪市条例第38号

### 大阪市印鑑条例の一部を改正する条例

大阪市印鑑条例（昭和49年大阪市条例第82号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(印鑑登録証の交付)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 区長は、印鑑登録証又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）、<u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（以下これらを「個人番号カード等」という。）</u>の交付を受けることにより印鑑登録証及び個人番号カード等の交付を受けることとなる者（既に<u>印鑑登録証及び個人番号カード等の交付を受けている者を含む。</u>）が希望したときは、印鑑登録証を交付せず、又は既に交付した印鑑登録証の返納を受けることができる。</p> <p>3 区長は、印鑑の登録を受けている者であって前項の規定により印鑑登録証の交付を</p> | <p>(印鑑登録証の交付)</p> <p>第6条 [同左]</p> <p>2 区長は、印鑑登録証又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）<u>の交付を受けることによりこれらのいずれの交付も受けることとなる者（既にこれらのいずれの交付も受けている者を含む。）</u>が希望したときは、印鑑登録証を交付せず、又は既に交付した印鑑登録証の返納を受けることができる。</p> <p>3 区長は、印鑑の登録を受けている者であって前項の規定により印鑑登録証の交付を</p> |

受けていないものが、個人番号カード等を提示して印鑑登録証の交付を求めたときは、印鑑登録証を交付することができる。

(印鑑登録証明の申請)

第13条 印鑑の登録を受けている者は、区長に対し、印鑑登録証又は個人番号カード等を提示して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

2 前項の場合において、民間通信端末機器（民間事業者が設置し、かつ、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、公証に係る証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を使用して申請する際に提示することができる個人番号カード等は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第7項（公的個人認証法第22条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により公的個人認証法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。

[3 略]

第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録の証明をすることができない。

[(1) 略]

(2) 印鑑登録証又は個人番号カード等が著しく汚損し、又は毀損しているため識別

受けていないものが、個人番号カードを提示して印鑑登録証の交付を求めたときは、印鑑登録証を交付することができる。

(印鑑登録証明の申請)

第13条 印鑑の登録を受けている者は、区長に対し、印鑑登録証又は個人番号カードを提示して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

2 前項の場合において、民間通信端末機器（民間事業者が設置し、かつ、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、公証に係る証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を使用して申請する際に提示することができる個人番号カードは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。

[3 同左]

第15条 [同左]

[(1) 同左]

(2) 印鑑登録証又は個人番号カードが著しく汚損し、又は毀損しているため識別が

|                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| が困難なとき<br>[(3) 略]   | 困難なとき<br>[(3) 同左] |
| 備考 表中の[ ]の記載は注記である。 |                   |

附 則

この条例は、令和8年6月15日から施行する。